

税制改正の あらまし

令和
2
年度

別編：新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

はしがき

令和2年度税制改正に関する「所得稅法等の一部を改正する法律」「地方稅法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人稅関係では、企業が事業革新につながるオープンイノベーションを促進する観点から「オープンイノベーション促進稅制」が創設されたほか、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、国際的な競争力の維持・強化を図るため、従来の連結納稅制度が「グループ通算制度」へ移行することとされました。

所得稅関係では、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度全体を見直し、少額からの積立・分散投資を促すため、「新NISA（仮）制度」が創設されるほか、全てのひとり親家庭の子どもに對して公平な稅制を実現する観点から、寡婦（夫）控除が見直されるとともに、新たに「ひとり親控除」の措置が講じられます。

また、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための國稅關係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立し、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対して、緊急に必要な稅制上の措置が講じられました。

本書は、令和2年度税制改正の中でも、法人会会員に關係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説するとともに、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者に対する「緊急経済対策」における稅制上の措置や、給付金・資金繰り・融資に関する支援策についても掲載いたしました。会員の皆様の経営や稅務においてお役に立てば幸いです。

令和2年5月

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

I 法人税関係

1	オープンイノベーション促進税制の創設	4
2	交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長等	5
3	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等	5
4	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長	6
5	地方拠点強化税制の見直し	7
6	連結納税制度の見直し	8
7	大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し	10
8	大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制の見直し	11

II 所得税関係

1	NISA（少額投資非課税）制度の見直し	12
2	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	14
3	居住用財産の譲渡特例の適用と住宅ローン控除の適用の見直し	16
4	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	18
5	国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設	19

III 資産課税関係

1	所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応	20
---	-------------------------	----

IV 消費税関係

1	法人に係る消費税の申告期限の延長の特例の創設	21
2	居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除制度等の適正化等	22
(1)	居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し	22
(2)	非課税取引となる住宅の貸付けの見直し	22
(3)	免税事業者・簡易課税制度選択の制限	22

V その他

1 電子帳簿等保存制度の見直し	23
2 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ	24

別編 新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

1 緊急経済対策における税制上の措置	25
(1) 納税の猶予制度の特例	25
(2) 欠損金の繰戻しによる還付の特例	26
(3) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	26
(4) 消費税の課税選択の変更に係る特例	27
(5) 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び 都市計画税の軽減措置	28
(6) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	28
(7) 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する 払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用	29
(8) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	30
(9) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化	31
(10) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の特例措置の延長	31
(11) 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置	31
2 給付金や資金繰り、融資に関する支援策	32
(1) 持続化給付金	32
(2) 資金繰り支援	32
(3) 融資支援	32

I 法人税関係

1 オープンイノベーション促進税制の創設

企業が新たな分野に投資するなど事業革新を推進する手段のため、イノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働する取り組みを税制の面から促すため、オープンイノベーション促進税制が創設されました。

【制度の概要】

事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業（産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者（※1））の株式を出資の払込み（中小事業者：1,000万円以上、大企業：1億円以上）により取得した場合には、その株式の取得価額の25%相当額の所得控除が認められます。ただし、各ベンチャー企業別に特別勘定として経理した金額が限度となります。

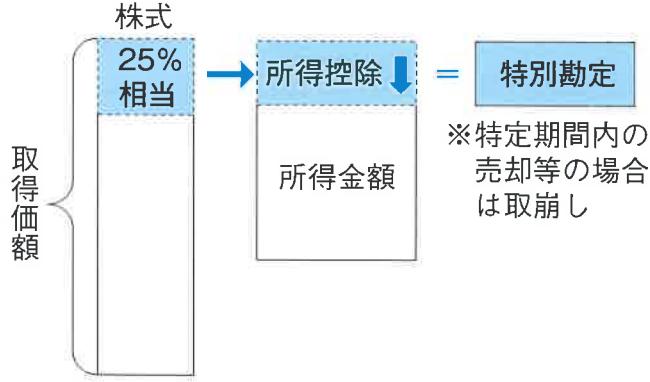
上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入されます。ただし、特定期間（5年間）保有した株式については、この限りではありません。

なお、適用対象となる一定のベンチャー企業の株式は、オープンイノベーション性等の要件を満たすべきベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明（※2）したものにより取得した株式となります。

※1 i) 大規模法人グループに属さないこと、ii) 株式会社であること、iii) 非上場・未登録会社であること、iv) 風俗営業を行っていないこと、v) 暴力団等ではないことの要件があります。

※2 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（5年間）中、経済産業大臣が証明します。

【所得控除のイメージ】



【特別勘定を取り崩して、益金算入となる場合】

- ・経済産業大臣の確認（オープンイノベーション性等の基準に適合することの証明）が取り消された場合
 - ・株式の全部又は一部を有しなくなった場合
 - ・配当を受けた場合
 - ・発行会社が解散した場合
 - ・出資法人が解散した場合
- 等

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

2 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長等

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例対象法人に対して資本金による除外規定が設けられました。

【制度の概要】

法人が支出した交際費等（※）については、原則として損金不算入とされていますが、以下の特例が設けられています。

- ① 中小法人について、その支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800万円）までの損金算入ができる特例（下記②の特例と選択適用）
- ② 法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%までを損金算入することができる特例（大法人も適用可）

※ 「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。

【改正の内容】

①の特例については、適用期限が2年延長されました。

②の特例については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上、適用期限が2年延長されました。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、常時使用する従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度です。

【改正の内容】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例について以下の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

- ① 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数を500人以下（改正前：1,000人以下）に引き下げ
- ② 対象法人から連結法人を除外

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化のほか、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合を3割から6割に引き上げた上、適用期限が5年延長されました。

【制度の概要】

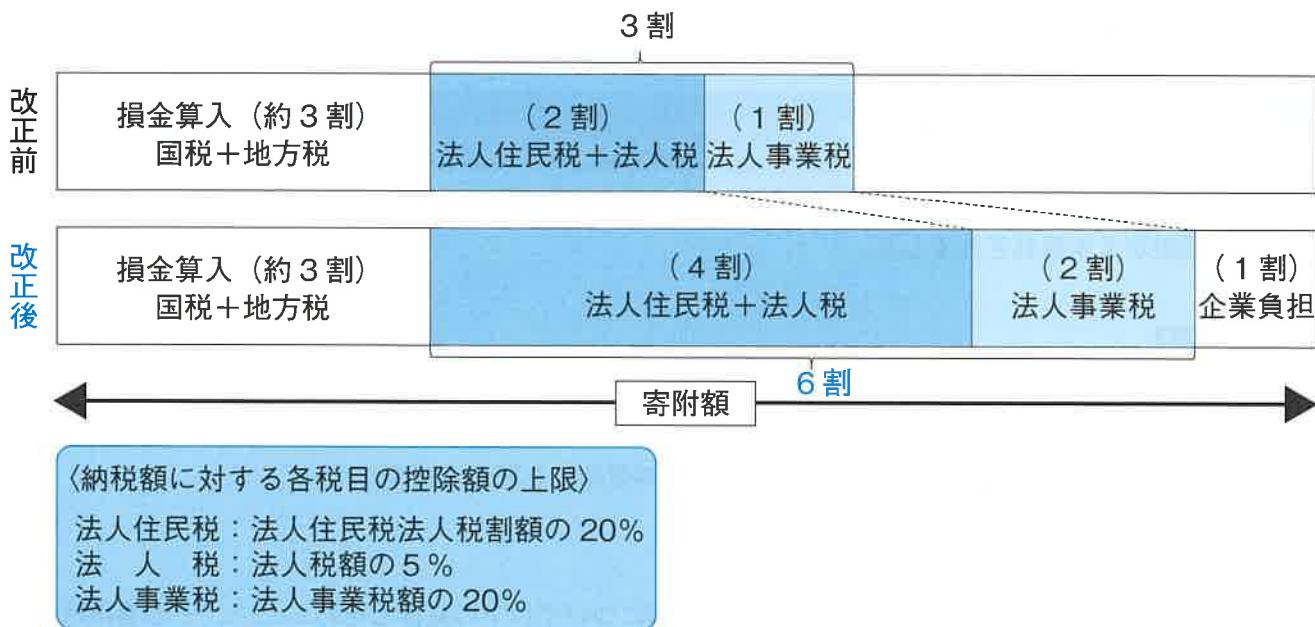
地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、平成28年度から令和元年度までの間、損金算入措置（約3割）に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

【改正の内容】

以下の拡充等の措置が講じられた上、適用期限が5年延長されました。

- ① 税額控除割合を6割（改正前：3割）に引き上げ
- ② 個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換（認定手続を簡素化）
- ③ 寄附時期の制限を大幅に緩和（地域再生計画の認定後にも寄附の受領を可能とする）

【企業版ふるさと納税の拡充】



適用時期

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

5 地方拠点強化税制の見直し

人口の東京への過度な集中を是正すべく、首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制をより積極的に活用するよう促すため、雇用の増加に対するインセンティブを強化するなどの見直しを行った上、適用期間が2年延長されました。

【制度の概要】

地方拠点強化税制は、本社機能を地方に移転等を行った場合、法人税の税額控除などの優遇措置を受けることができる制度です。地方にある企業の本社機能を拡充する「拡充型」、東京23区から地方に本社機能を移転する「移転型」があり、それぞれ一定要件の下、オフィス減税と雇用促進税制の適用を受けることができます。なお、同税制を適用するには、移転・拡充先となる都道府県知事に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

【改正の内容】

オフィス減税と雇用促進税制とも適用期限が2年延長され、雇用促進税制については以下のように適用要件や税額控除額等が見直されました。

【雇用促進税制（移転型・拡充型）の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 <u>(雇用者数の増加率×20%以上増加)</u>	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 <u>(要件を撤廃)</u>

【雇用促進税制（移転型）について税額控除を拡充】

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 初年度の税額控除：60万円又は90万円／人 <u>(企業全体の雇用増加率5%以上で90万円／人)</u> 3年間の適用期間における税額控除：150万円 (うち、オフィス減税との併用分：<u>90万円／人</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> 初年度の税額控除：50万円又は90万円／人 <u>(雇用増加率に関わらず一律)</u> 3年間の適用期間における税額控除：<u>170万円</u> (うち、オフィス減税との併用分：<u>120万円／人</u>)

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

6 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきました。一方で、税額計算が煩雑である、税務調査後の修正・更正等に時間がかかりすぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、本制度を選択していない企業グループも多く存在しています。このため、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度を抜本的に見直し、グループ通算制度へ移行するように見直されます。

【制度の概要】

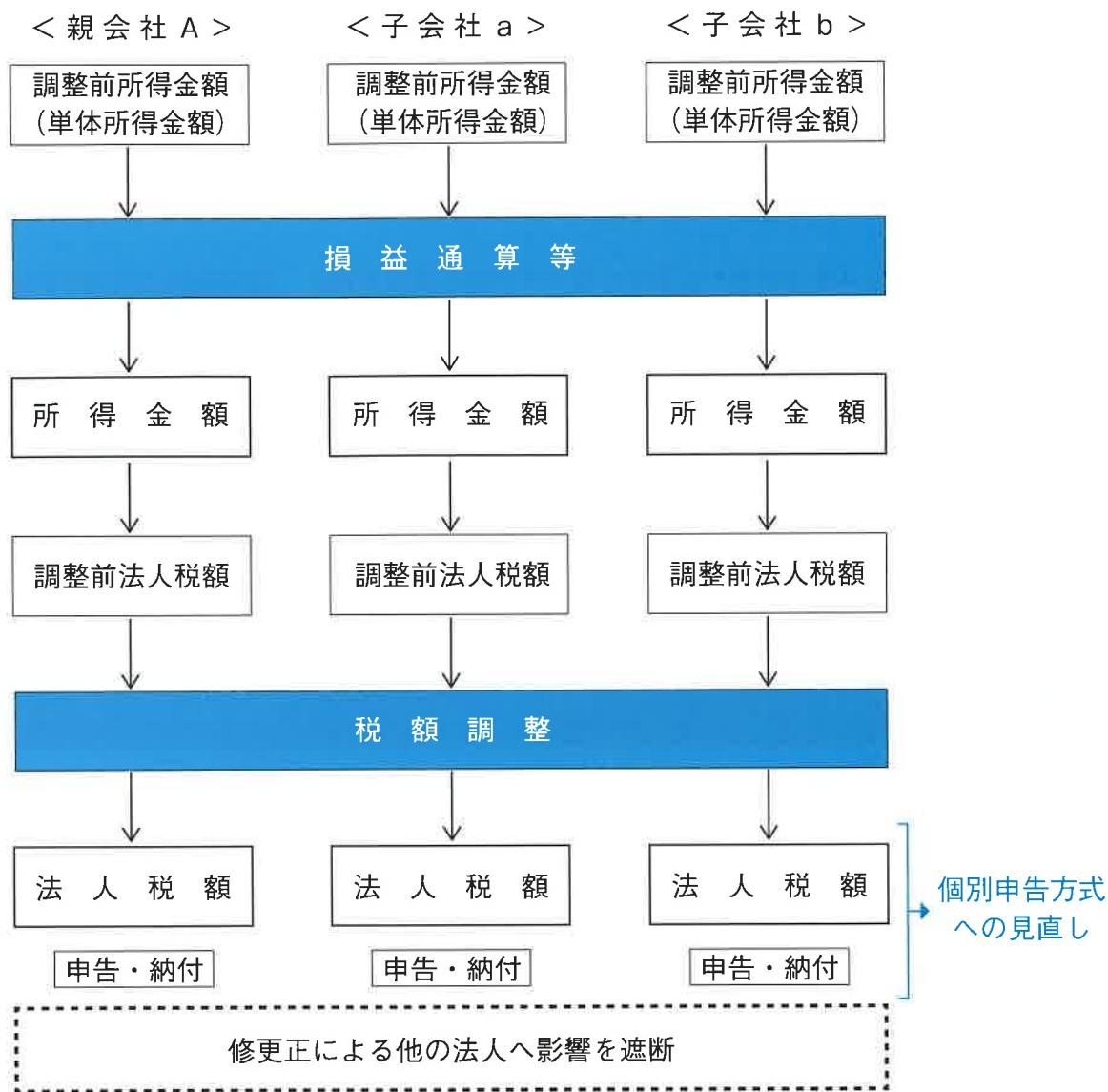
グループ通算制度は、企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する連結納税制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うのが特徴です。

その他、グループ通算制度の主な概要は以下の通りです。

【グループ通算制度の主な概要】

適用法人	連結納税制度と同様とする（但し、以下の法人を除外する）。 ① 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの ② 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
納税主体等	① 各法人が個別に法人税額等の計算・申告を行う。 ② 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人の法人税について連帯納付責任がある。 ③ 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができるこことするほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。
事業年度	連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とする。
損益通算・税額調整等	① 欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。 ② 研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。
税率	税率は、通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。
申告及び納付	① グループ通算制度の適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならない。 ② 仮決算による中間申告は、通算グループ内の全ての法人が行わなければならない。
中小法人判定	次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。 ① 貸倒引当金 ② 欠損金の繰越控除 ③ 軽減税率 ④ 特定同族会社の特別税率の不適用 ⑤ 中小企業等向けの各租税特別措置

【グループ通算制度のイメージ】



適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

7 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

企業マインドを変革させ、果斷な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な企業に対し、研究開発税制などの租税特別措置を停止する要件が見直されました。

【制度の概要】

大企業について、平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えるなどの要件に該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除が適用できません（不適用措置（※））。

※ 不適用措置の対象

- ・ 研究開発税制
- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 情報連携投資促進税制

【改正の内容】

以下のように適用要件が見直されました。

【適用要件の見直し】

	改正前	改正後
①	平均給与等支給額>前事業年度の平均給与等支給額	同左
②	国内設備投資額>当期の減価償却費の <u>10%</u>	国内設備投資額>当期の減価償却費の <u>30%</u>

※ ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外となります。

また、令和2年度税制改正で創設された5G導入促進税制が、不適用措置の対象に加えられました。

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

8 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制の見直し

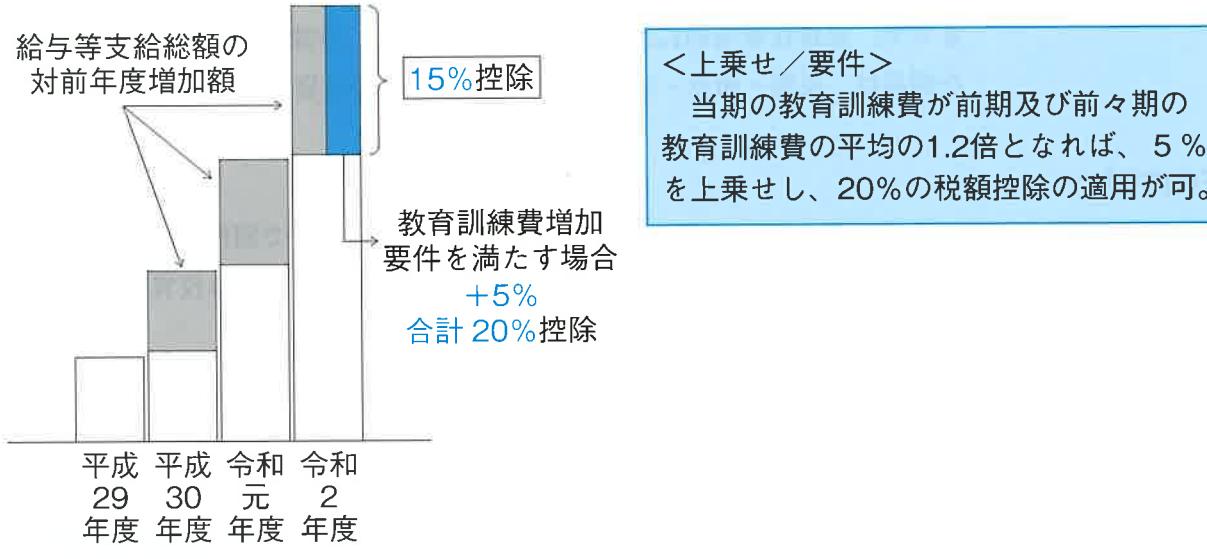
大企業に対する賃上げ及び投資促進税制について、設備投資額が増えてきている状況に鑑み、設備投資要件を更に強化することで、賃上げを促すように見直されました。

【制度の概要】

大企業については、賃上げや設備投資、人材への投資を促すために、①継続雇用者給与等支給額が前年度より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の90%以上を占める場合、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除（法人税額の20%が限度）を適用することができます。

なお、当期の教育訓練費が前期及び前々期の教育訓練費の平均の1.2倍以上の要件を満たす場合には、5%の控除率が上乗せされ、合計で20%の税額控除（法人税額の20%が限度）を適用することができます。

【税額控除のイメージ】



【改正の内容】

以下のように「国内設備投資額」の要件が見直されました。

【適用要件の見直し】

	改正前	改正後
①	継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 3%以上	同左
②	国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の 90%以上	国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の 95%以上

【適用時期】

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与を支給する場合に適用されます。

II 所得税関係

1 NISA（少額投資非課税）制度の見直し

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資を促進する方向で見直しが行われます。

【制度の概要】

NISA制度とは、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

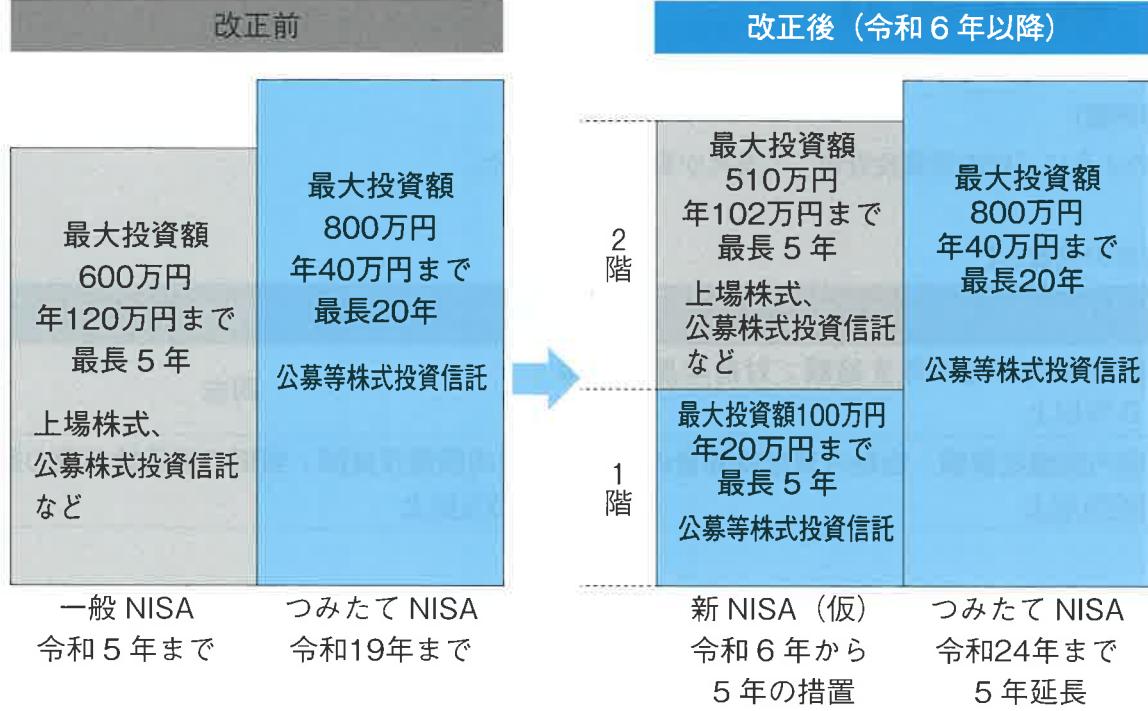
- ① 一般NISA：個人投資家のための税制優遇制度。毎年120万円の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託などの配当・譲渡益等が非課税対象となります。
- ② ジュニアNISA：未成年者（0～19歳）を対象とした少額投資非課税制度。年間80万円分の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託などの配当・譲渡益等が非課税となります。
- ③ つみたてNISA：少額からの長期・積立・分散投資を支援する非課税制度。購入金額は年間40万円までで、累積投資契約に基づく買付けに限られ、非課税期間は20年間。購入可能な商品は、長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られています。

【改正の内容】

一般NISAについては、1階部分で積立投資を行った場合に限り、2階部分で別枠の非課税投資が行える2階建て制度の新NISA（仮）が創設されます。また、つみたてNISAについては投資期間が5年間延長され、ジュニアNISAについては令和5年末で終了となります。

なお、新NISA（仮）については、つみたてNISAとの選択適用となります。

【NISA制度の見直し】



【新NISA（仮）とつみたてNISAの概要】

区 分	新NISA（仮）	いずれかを選択	つみたてNISA
年間の投資上限額	2階：102万円、1階：20万円 (原則、1階部分で投資を行った者が2階部分で投資を行うことが可能)		40万円
非課税期間	2階：5年間、1階：5年間 (1階部分終了後、つみたてNISAに移行が可能)		20年間
口座開設可能期間	令和6年～令和10年		平成30年～令和24年 (令和5年まで積立確保)
投資対象商品	2階：上場株式・公募株式投資信託等 1階：積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託
投資方法	2階：制限なし 1階：契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資

適用時期

新NISA（仮）については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで適用されます。

つみたてNISAについては、令和24年12月31日まで延長されました。

2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

「婚姻歴の有無による不公平」や「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置として「ひとり親控除」が措置されるとともに、寡婦（夫）控除が見直されます。

【制度の概要】

寡婦（夫）控除については、同じひとり親であっても、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なるため、未婚の場合は適用できません。

また、男性のひとり親と女性のひとり親との間でも、寡婦（夫）控除の適用要件や控除額が異なっています。

【改正の内容】

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置

婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計の子（総所得金額の合計額が48万円以下）を有する単身者（所得500万円以下）については、「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。（※）

② ①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額27万円が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）が設けられます。（※）

※ なお、ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は適用対象外となります。

③ 個人住民税についても同様の改正が行われます（ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円）。

【改正前後の所得税における所得控除の額】

改正前 (単位：万円)

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500	500~	~500	500~	
扶養親族	有	子	35	27	35	27
	子以外		27	27	27	27
	無		27	—	—	—

寡婦(寡夫)控除

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500	500~	~500	500~	
扶養親族	有	子	27	—	27	—
	子以外		—	—	—	—
	無		—	—	—	—

本人が女性

本人が男性

改正後 (単位：万円)

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ~500
本人所得		~500	500~	~500	500~	
扶養親族	有	子	35	—	35	—
	子以外		27	—	27	—
	無		27	—	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

※合計所得金額 500 万円=年収 678 万円

適用時期

①、②の改正は、令和 2 年分以後の所得税について、③の改正は、令和 3 年度分以後の個人住民税について適用されます。

3 居住用財産の譲渡特例の適用と住宅ローン控除の適用の見直し

居住用財産を買換える場合などにおいて、新規住宅について住宅ローン控除を適用した上で、新規住宅の居住年の3年後に従前住宅を譲渡することで従前住宅についても譲渡特例の適用を受けている事例が見受けられることから、居住用財産の譲渡特例を適用した場合における住宅ローン控除の適用が見直されます。

【制度の概要】

居住用財産の譲渡特例については、居住用財産について居住の用に供されなくなった日から3年が経過する日の属する年の年末までの譲渡について適用が可能です。

一方、住宅ローン控除の適用については、居住年を含めた前後2年間について居住用財産の譲渡特例の適用を受けている場合には、適用ができないこととされています。

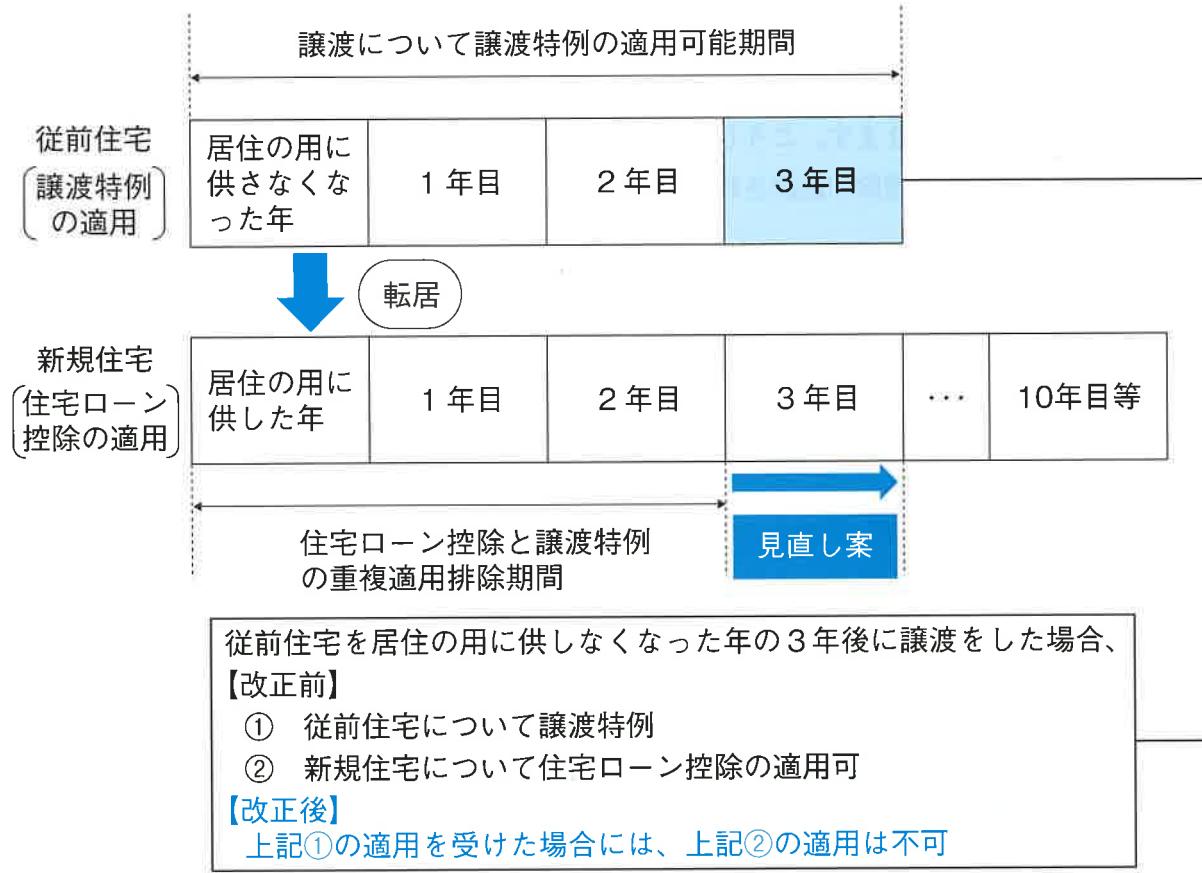
【改正の内容】

新規住宅の居住年から3年後に従前住宅を譲渡した場合、その譲渡について譲渡特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅ローン控除の適用ができないことになります。

【主な居住用財産の譲渡特例】

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

【居住用財産の譲渡特例を適用した場合の住宅ローン控除の適用の見直し】



適用時期

令和2年4月1日以後に譲渡する場合に適用されます。

4 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引価額が低額な低未利用土地（※）については、取引コスト等が相対的に高くなる傾向にあり、取引や利活用がされない場合があります。こうした低未利用土地の活用を促すため、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されます。

※ 「低未利用土地」とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます。

【改正の内容】

個人が低未利用土地等を譲渡した場合（親族間の譲渡は除く）、以下の適用要件を満たせば、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円を控除することができます。

【主な適用要件】

- ① 謾渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ② 所有期間が5年を超えること
- ③ その低未利用地が都市計画区域内に所在すること
- ④ 低未利用地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長による確認が行われたこと

適用時期

令和2年7月1日から令和4年12月31までの間に譲渡を行った場合に適用されます。

5 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

海外では、中古建物が高額で取引されるケースがあり、個人が国外に所在する高額な中古建物を取得して多額の減価償却費を計上することで不動産所得の損失額を、他の所得と損益通算を行うことで所得税額を減少させる節税策が指摘されており、その対策として、国外中古建物（※）の不動産所得に係る損益通算等の特例が創設されます。

※ 「国外中古建物」とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したものうち、不動産所得の金額の計算上その建物の減価償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法で算定しているものをいいます。

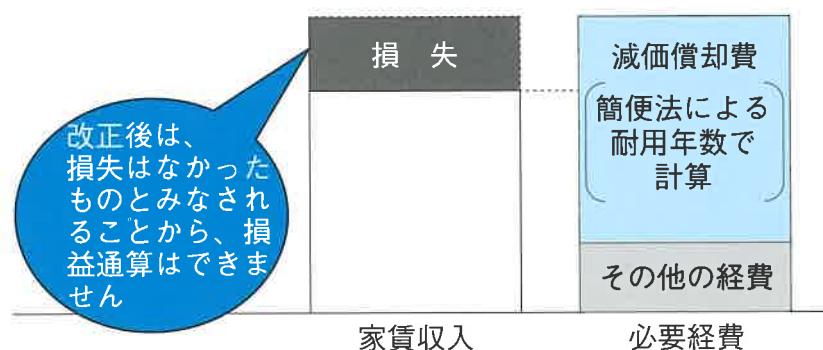
- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産についてその資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法
- ③ その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法（年数が適切であることを証する書類の添付がある場合を除きます）

【改正の内容】

国外中古建物の不動産所得を有する場合に、その年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額（その国外中古不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額をいいます。）のあるときは、その損失の金額を生じなかったものとみなし、他の給与所得等との損益通算ができないことになります。

また、同特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合に、譲渡所得金額の計算上「生じなかった」とされた減価償却費に相当する金額は、取得費から控除する減価償却費には含めないこととされます。

【国外の中古不動産の貸付けによる不動産所得】



適用時期

令和3年分以後の所得税について適用されます。

III 資産課税関係

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

近年、所有者不明土地等の増加により、公共事業の推進や生活環境面において様々な課題が生じています。そのため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置が講じられます。

【改正の内容】

① 現に所有している者の申告の制度化

土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している場合、相続登記がされるまでの間において、市町村長は、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で氏名・住所その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができることとされます。

② 使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされます。

適用時期

①の改正は、令和2年4月1日以後の市町村の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

②の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

IV 消費税関係

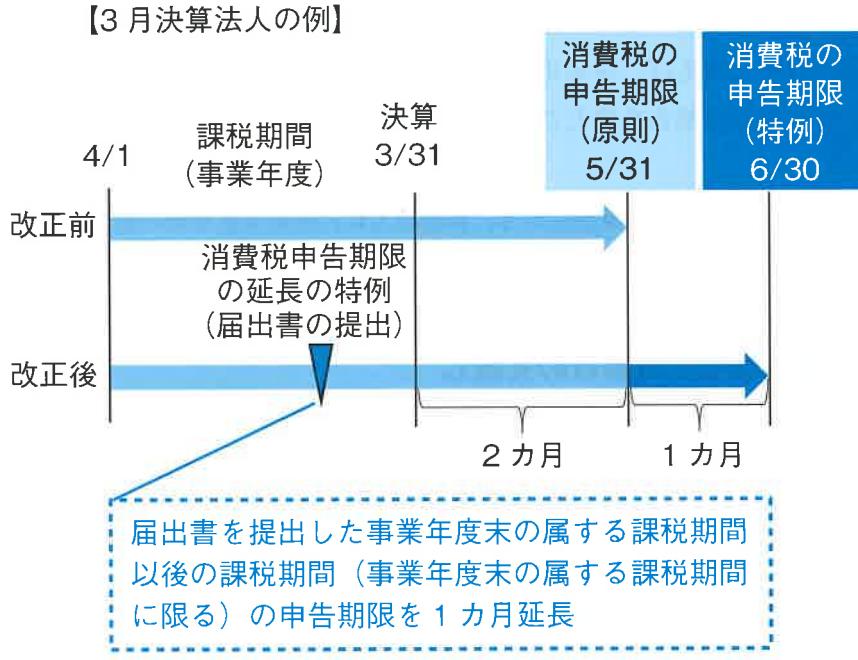
1 法人に係る消費税の申告期限の延長の特例の創設

法人に係る消費税の申告期限には延長する特例がないため、法人税の申告期限を延長している法人については、法人税の申告期限と消費税の申告期限とが異なることによる企業の事務負担の軽減などを図るために、法人に係る消費税の申告期限の延長の特例が創設されます。

【改正の内容】

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人については、消費税の申告期限を1カ月延長（※）する特例が設けられます。

※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を併せて納付します。



なお、本制度とは別に、新型コロナウイルス感染症による影響など、やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行なうことが困難な場合は、税務署へ申請することで申告期限等が個別に延長される制度がありますので、納税が困難な方は所轄の税務署にご相談ください。

適用時期

令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

2 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除制度等の適正化等

居住用賃貸建物（賃貸住宅）の取得に係る仕入税額控除については、本来仕入税額控除の対象となるべきものではありませんが、金の売買を継続して行う等の手法により作為的に課税売上割合を高めて仕入税額控除を行うケースがみられるため、居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の計算を適正化し、建物の用途の実態に応じて計算するよう見直されました。

【改正の内容】

（1）居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し

- ① 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産（※）に該当する居住用賃貸建物の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用が認められなくなります。
- ② ①により仕入税額控除制度の適用が認められないこととされた居住用賃貸建物について、住宅の貸付け以外の貸付けの用（例えば、事業用として賃貸）に供した場合、課税仕入れ等の税額に一定の方法により計算した課税賃貸割合を乗じた金額が仕入税額控除に加算されます。

※ 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

（2）非課税取引となる住宅の貸付けの見直し

非課税となる住宅の貸付けについては、「当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限る」とされていますが、その用途を限定せずに貸し付けた場合であっても、人の居住用に供することが明らかなものについては非課税とされます。

（3）免税事業者・簡易課税制度選択の制限

高額特定資産又は一定の棚卸資産について、納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けたときは、その適用を受けた課税期間から3年間、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けることができなくなります。

適用時期

- (1)の改正は、令和2年10月1日以後の居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について適用されます。
- (2)の改正は、令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けについて適用されます。
- (3)の改正は、令和2年4月1日以後に棚卸資産に係る消費税額の調整措置を受ける場合に適用されます。

V その他

1 電子帳簿等保存制度の見直し

請求書等の電子化を推進し企業等の生産性向上を図る観点から、電子帳簿等保存制度の見直しが行われます。電子帳簿等保存制度は、各税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件の下、紙での保存ではなく、プリントアウトせずに作成した電子データ（電磁的記録、※1）のまま保存することができる制度です。

※1 「電磁的記録」とは、情報（データ）それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことではなく、一定の媒体上にて使用し得る情報が記録・保存された状態にあるものをいいます。具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等に記録・保存された状態にあるものをいいます。

【制度の概要】

電子的に受領した請求書等を電磁的記録のまま保存する場合、以下のいずれかの方法で保存することが要件となっています。

- ① 電子的データの受領後に、遅滞なく受領者側でタイムスタンプ（※2）を付与する方法
- ② 改ざん防止等のための事務処理規程を作成して運用する方法

※2 「タイムスタンプ」とは、一定の時刻からデータが変更されていないこと等を証明するための仕組みをいいます。

【改正の内容】

電磁的記録の保存要件について、改正前の①、②に加え、以下の2つの方法が加えられます。

- ③ 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合に、その電磁的記録を保存する方法
- ④ 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）に、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

適用時期

令和2年10月1日から適用されます。

2 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金の割合が0.5%引き下げられます。なお、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能等の観点から、その水準が維持されますが、納税を猶予する場合の延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合が引き下げられます。

【改正の内容】

【利子税・還付加算金等の割合の引き下げ】

	内容	改正前	改正後
利子税	法人税における申告期限の延長に係る納付、相続税の延納等の場合に約定利息として課税		
還付加算金	国から納税者への還付金に付される利息	貸出約定平均金利 (※) +1.0%	貸出約定平均金利 (※) +0.5%
納税猶予等の延滞税	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し軽減		

※ 「貸出約定平均金利」とは、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均で財務大臣が告示するものをいいます。

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

別編 新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

1 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立し、公布・施行され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

(1) 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には全ての税目が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。

【特例の内容】

現状（財産の損失が生じていない場合）	特例
<ul style="list-style-type: none">▷一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。▷一時の納税ができないと認められる場合に適用。<ul style="list-style-type: none">・向こう1ヶ月の事業資金を考慮。・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。▷原則として、担保の提供が必要。▷延滞税は軽減（年1.6%）。	<ul style="list-style-type: none">▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。<ul style="list-style-type: none">・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。・左記の柔軟な運用を継続。▷担保は不要。▷延滞税は免除。

なお、本特例の適用には、関係法令の施行から2ヶ月後（令和2年6月30日）、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請手続には、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類（※）を提出する必要があります。

※ 収入や現預金の状況がわかる書類とは、売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って利用することができます。例えば、未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている場合、本特例に切り替えることで、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます（既に延滞税を納付済の場合は、その還付を受けることができます）。

※ 地方税および社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

適用時期

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。その際、施行日前に納期限が到来している国税、地方税についても遡及して適用することができます。

(2) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

いわゆる中堅企業（資本金1億円超10億円以下）の欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができる特例が設けられます。

【制度の概要】

資本金の額が1億円以下の法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができます。しかし、資本金の額が1億円超の法人（※）については、平成4年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金（災害損失欠損金を除く）については、解散、事業の全部譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて、繰戻し還付制度は適用できません。

※ 資本金の額が1億円以下の法人のうち、大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を含みます。

【特例の概要】

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等（大規模法人を除く）の各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができます。

なお、大規模法人とは、①各事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が10億円を超える法人、②保険業法に規定する相互会社等、③①又は②に掲げる法人の100%子法人等をいいます。

適用時期

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

(3) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

【制度の概要】

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除が適用できます。

なお、税額控除の上限額は、「中小企業経営強化税制」「中小企業投資促進税制」「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」における税額控除との合計で当期の法人税額の20%が限度となります。また、適用には、国内への投資であること、生産等設備であること、中古資産・貸付資産でないこと等の要件を満たす必要があります。

【改正の内容】

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・測定工具及び検査工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア

適用時期

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

（4）消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、課税期間開始前には見通せなかつた不測の事態が生じ、事業者の経営に大きな影響を与えていることを踏まえ、消費税の課税選択の変更に係る特例が設けられます。

【特例の概要】

次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けければ、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となります。

【適用要件】

- ① 特例に係る法律の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合で、かつ、
 - ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
- （注）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

▷法人：課税期間の終了日の翌日から2カ月

▷個人：課税期間の翌年の3月末

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、課税事業者を2年間継続する必要はありません。

本特例に係る法律の施行時に、既に本特例の申請期限が過ぎている場合（2月末決算法人など）、法人の消費税の申告期限は課税期間の終了日の翌日から2カ月以内ですが、国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づき、その申告等の期限延長の適用を受けている場合には、本特例の対象となる

可能性があります。国税通則法11条の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

また、消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。

適用時期

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

（5）中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置が講じられます。

【特例の概要】

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又はゼロとされます。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

適用時期

令和3年1月31までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

（6）生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、適用期限を2年延長します。

【制度の概要】

中小事業者等が、令和3年3月31までに認定先端設備等導入計画に沿って、新規に取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等に対する固定資産税の課税標準が、最初の3年度分に限り、市町村の条例で定めるゼロ～2分の1の範囲内の割合に軽減される制度です。

【特例の概要】

現行制度	拡充
<ul style="list-style-type: none"> ▷以下の設備投資が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備 ※旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上する一定のもの ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの ▷生産性革命・集中投資期間（平成30年度～令和2年度に限定） 	<ul style="list-style-type: none"> ▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物とともに、中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長

適用時期

生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(7) 文化芸術・スポーツイベントを中心とした主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

【特例の概要】

① 政府の自粛要請を踏まえて、主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定した文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額（20万円を超える場合には20万円）について、所得税における寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされます。

（注）その他の要件等は、所得控除については現行の特定寄附金に係る所得控除と、税額控除については現行の税額控除対象寄附金に係る税額控除と、それぞれ同様とされます。

② ①の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金控除の対象とされます。

（注1）本特例を用いた寄附金控除の対象金額は、所得税と同様の上限となります。

（注2）その他の要件等は、現行制度と同様となります。

適用時期

不特定多数の者を対象とするイベントで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったので、かつ、現に中止等されたものが適用されます。

(8) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

【特例の概要】

- ① 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の控除期間13年間の特例措置（控除期間の3年延長：10年→13年）について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。

【適用要件】

- (イ) 一定の期日までに契約が行われていること
- ・注文住宅を新築する場合は、令和2年9月末
 - ・分譲住宅、既存住宅を取得する場合や、増改築等をする場合は、令和2年11月末
- (ロ) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

- ② 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得の日から6カ月以内）について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、以下の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6カ月以内」となります。

【適用要件】

- (イ) 以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ・既存住宅取得の日から5カ月後まで
 - ・関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで（施行日より前に契約が行われている場合でも構いません）
- (ロ) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

- ③ 所得税において、①及び②の特例の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で減額されます。

適用時期

①の改正は、令和3年分以後の所得税について、②の改正は、令和2年分以後の所得税について、③の改正は、令和3年度分以後の個人住民税について、それぞれ適用されます。

(9) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

【特例の概要】

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たせば、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったこと
- ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること
- ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること

適用時期

令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分について適用されます。

(10) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置が6カ月延長されます。

【制度の概要】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）の自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率が1%分軽減されます。

適用時期

令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

登録車		軽自動車	
税率	臨時的軽減	税率	臨時的軽減
非課税	非課税	非課税	非課税
1.0%	非課税	1.0%	非課税
2.0%	1.0%	2.0%	1.0%
3.0%	2.0%		

(11) 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

【特例の概要】

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税となる措置が講じられます。なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをおいいます。また、施行日の前日までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

適用時期

令和3年1月31日までに作成された特別貸付けに係る契約書について適用されます。

2 給付金や資金繰り、融資に関する支援策

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」に関する、中小企業者等を対象とした主な支援策は以下の通りとなっています。

(1) 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える給付金が支給されます。給付額は、法人が200万円、個人事業者が100万円です。ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限額となります。

【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12カ月）

※昨年創業した事業者や売上が一定期間に偏在している事業者などには特例があります。

支給対象は、資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など会社以外の法人についても対象となります。

【持続化給付金に関する問い合わせ先】

- 持続化給付金事業コールセンター：0120-115-570 ※ IP 電話は03-6831-0613
(5・6月は全日8：30～19：00、7月は日曜日～金曜日8：30～19：00（土・祝日を除く）
8月以降は日曜日～金曜日8：30～17：00（土・祝日を除く）)

(2) 資金繰り支援

セーフティネット保証（経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度）や、危機関連保証（セーフティネット保証とは、さらに別枠（2.8億円）で全国・全業種（一部保証対象外の業種があります）を対象に100%保証）が措置されています。

【資金繰り支援全般に関する問い合わせ先】

- 中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183（平日・土・日・祝日9時～17時）
- 金融庁相談ダイヤル：0120-156811（平日10時～17時）※ IP 電話は03-5251-6813
- 最寄りの信用保証協会：経済産業省 HP 特設ページで確認できます。

(3) 融資支援

新型コロナウイルス感染症特別貸付（信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ。据置期間は最長5年）、商工中金による危機対応融資（新型コロナウイルス感染症の影響で業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援）、特別利子補給制度（特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給）が措置されています。

【融資に関する問い合わせ先】

- 日本政策金融公庫：(平日0120-154-505、土・日・祝日0120-112476・0120-327790)
- 商工組合中央金庫相談窓口：0120-542-711（平日・土・日・祝日9時～17時）
- 中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183（平日・土・日・祝日9時～17時）

本冊子は、令和2年4月30日現在の法令に基づいて作成しています。今後の改正等の動向にご留意ください。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和2年度 税制改正のあらまし

令和2年5月発行

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番地6
FAX 03（3357）6682

禁無断転載